

## 松戸市都市農業振興計画策定業務委託仕様書

### 1 委託名称

松戸市都市農業振興計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 履行場所

松戸市が指定する場所

### 3 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

### 4 計画期間

計画期間については、2019（平成 31）年度から 2028（平成 40）年度までとする。

### 5 本業務の対象地域は、松戸市全域とする。

### 6 目的

本業務は、都市農業振興基本法及びこれに基づく国及び千葉県に関連計画、農業経営基盤強化促進法等を踏まえ、松戸市（以下「本市」という。）における都市農業の振興に関する計画として、「松戸市都市農業振興計画」を策定し、本市農業の持続的な振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、本市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

### 7 法令等の遵守

地方自治法、地方自治法施行令、松戸市財務規則及び労働に関する法令等を遵守しなければならない。

### 8 業務内容

本業務の委託者は、次に掲げる項目を完成させるため、本業務の受託事業者（以下「受託者」という。）に必要な指示を行い、受託者はそれに対し、的確な助言を行いながら、下記に記載する業務を円滑に遂行するものとする。

#### (1) 松戸市都市農業振興計画作成に係る基礎調査

##### ア 現状把握、課題整理及び方向性の検討

(イ) 国、千葉県及び本市の関連計画等を整理し方向性を検討する。

(ロ) 関係団体にヒアリングを実施し、農業振興に係る要望、課題を把握し整理する。

ヒアリングを実施する関係団体については、生産者、消費者、流通関係者、J A、商工団体等とする。1 回の実施時間は 1～2 時間程度、合計 5 日程度を想定している。また、ヒアリングの履行場所は、本市の指定する松戸市内の場所とする。

(2) アンケート調査及び分析（発送、集計、分析、報告書の作成を含む。）

ア アンケート対象者等について

対象者		予想回収率	想定設問量
市民	住民基本台帳から等間隔無作為抽出した市内在住の 18 歳以上の男女 1,000 人	50%程度	A4判 8 枚程度で対象者に無理のない設問数
松戸市内 農業者	約 1,000 人（10 a 以上の農地を持つ農業者）	50%程度	A4判 8 枚程度で対象者に無理のない設問数

(7) 調査票の作成

委託者と協議の上、受託者が行う。設問については、今後の農業振興の方向性や課題について市民及び農業者の意向が把握できるようにする。

(i) 調査の実施

調査期間は概ね 1 ヶ月間とし、郵送による配布及び回収を行う。発送先の情報については、委託者が抽出を行い、受託者に提供する。また、往信・返信用封筒の郵便料、往信、返信用封筒、挨拶文及び調査票の印刷及び封入封緘等、発送及び回収に係る作業とその費用については、全て受託者の負担とする。

(ii) 集計及び分析

単純集計及び地域別年齢別によるクロス集計、分析を行い、報告書を作成する。

(3) 松戸市都市農業振興計画の作成

基礎調査及びアンケート調査等を踏まえて、下記(4)に記載する想定スケジュールに沿って、本市の実情に即した「松戸市都市農業振興計画」についての骨子案、素案を経て計画案を作成する。

(4) 松戸市都市農業振興計画推進委員会等の開催に係る運営支援

松戸市都市農業振興計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の開催（4 回）及び松戸市都市農業振興計画庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）の開催（4 回）にあたり、各会議への出席、会議資料等作成と説明、議事録作成、及び会議において意見を求められた際は、適宜対応する。

[想定スケジュール]

実施内容	想定時期
第 1 回庁内調整会議	平成 30 年 5 月上旬
第 1 回推進委員会	平成 30 年 5 月中旬
第 2 回庁内調整会議	平成 30 年 7 月下旬
第 2 回推進委員会	平成 30 年 8 月上旬
第 3 回庁内調整会議	平成 30 年 11 月上旬
第 3 回推進委員会	平成 30 年 11 月中旬
第 4 回庁内調整会議	平成 31 年 2 月中旬

## 9 提出すべき成果物

- (1) 松戸市都市農業振興計画概要版           500部  
    カラー8ページ程度
- (2) 松戸市都市農業振興計画               2,000部  
    カラー80ページ程度
- (3) その他調査実施に関する資料           一式
- (4) 上記各号における電子データ（CD-R） 一式

## 10 内訳明細書及び業務工程表

受託者は、契約締結後7日以内に仕様書等に基づいて、契約金内訳明細書及び業務工程表を作成し、市に提出しなければならない。

## 11 支払い

委託業務完了時に、市が指定する報告書等を提出し、業務完了検査合格後、支払う。

## 12 守秘義務及び成果物の帰属

- (1) 業務の実施に関して取得した情報について秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用しないこと。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (2) 個人情報を取り扱う場合には、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）及び松戸市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成元年松戸市規則第17号）その他関連法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページの掲載を含め市に帰属し、理由の如何を問わず複写及び第三者への提供は行わないこと。

## 13 協議

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議のうえ定めるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議または指示を受けること。
- (3) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。